

(様式2)

「京丹後市健康増進計画中間評価・見直し（案）」の概要

1 趣旨について

京丹後市では、健康増進法第8条第2項に基づき、市民・関係団体・行政が一体となって健康づくりに取り組むため、平成19年から28年までの10年間の京丹後市健康増進計画を策定してきたところです。この度、計画の中間点を迎え、健康状況や社会情勢の変化、計画の進捗状況に応じた計画の見直しを行うものです。

2 内容について

基本理念

「みんなで進めるところとからだの健康づくり」

基本方針

- 1) 市民主体の健康づくり
- 2) 一次予防の重視
- 3) 健康づくりを支援する体制の構築
- 4) 社会全体で支えるところの健康づくり

第1章 計画の中間評価・見直しにあたって

策定の背景、策定の趣旨を記述、計画の基本理念、計画の基本方針、施策の方向、計画の期間を記述、中間評価・見直しの方法を記述しています。

第2章 市民の健康を取り巻く状況

人口動態、百歳長寿の状況、要介護認定者の状況、検診の受診状況、歯科健康診査の状況、医療の状況、健康づくりを進める体制を記述しています。

第3章 計画の評価と今後の方向

中間評価、今後の方向について総合的に記述するとともに、現状と課題、数値目標の中間評価、事業の取り組み状況、今後の方向と取り組みについて「栄養・食生活」「歯の健康」「身体活動・運動」「こころの健康づくり」「たばこ」「アルコール」「検診」の7つの分野ごとに記述しています。

第4章 計画の推進体制

各実施主体（市民、家庭、地域の団体や自治会など、保育所・幼稚園・学校割、保険医療専門家、職域、行政）の役割、市民や関係団体との連携による計画の推進、計画の周知と啓発、計画の評価について記述しています。